

大口町こども条例案

目次

前文

第1章 総則

第2章 子どもの権利

第3章 子どもの権利の保障

第4章 子どもに関する基本的な施策等

第5章 子どもに関する施策の推進

第6章 条例の見直し

第7章 委任

すべての子どもたちが幸せに暮らせるように、大口の子どもたちが未来を考え、思いや願いを綴り4つの前文を作りました。子どもたちが考えた前文は、似たような言い回しありますが、それぞれの思いをグループで出し合い、まとめ上げたものです。個性を大切にするため、すべてを取り上げました。

この条例の前文の思いのように、子どもたちの権利が保障され、個性を大切に、健やかに育つことができる未来を目指します。

私たちの町大口は、さくらが美しく自然豊かな町です。

また、人がやさしく、あいさつが飛び交う町です。

子どもが、笑顔になれるいこいの場所がたくさんあります。

子どもは自分の意見をおもうままに大人に伝えやりたいと思ったことができます。

そして学ぶための場所が多くあります。

わたしたち子どもは、いつも笑顔でいることができます。いこいの場が多くあり、自然豊かだからこそ健康で遊び学ぶことができます。これらのかんきょうを最大げんいかし、大人になっても住み続けたいと思える大口町の未来をめざしここにこの条例をさだめます。

わたしたちの町大口は・・・桜がとてもきれいで、緑ゆたかで自然がたくさんあります。また、教育も充実しています。さらに行事が多く、ボランティア活動もさかんで、とても楽しくすみやすい町です。

子どもは、幸せに生きるために、お祭りや公園などの息抜きをしながら遊べる場を必要と考え、大人の助けを求めることがあります。また、親に「ほしい」や「いきたい」などの気持ちを言葉で表すことができます。

大人は子供の意見を尊重します。地域は子供がすごしやすい環境を作ります。

(わたしたちこどもは、) 大口町は、あたたかな陽を浴びて育つ桜の木のように、豊かな自然の中で、おとなたちに見守られ、わたしたち自身でのびのびと健やかに育つことができる未来を目指します。また、次の世代のこどもたちにとっても（暮らしやすい）大口町へとつないでいきます。

私たちの町大口は、桜がきれいでせんや田畠、やさしい人が多く、いろいろなしせつがととのっている町です。

こどもは自分の意志表示をはっきり伝えることが出来て、おとなは挫折した人を助けて、頑張っている人を応援します。

私たちこどもは、田んぼや畠、桜、川などの自然や、優しい町民たちを守りつつ、駅などの公共施設や商業施設をより発展させていき、充実して住みやすい町を目指し、この条例を定めます。

私達の町大口は自然豊かで桜や田んぼ、五条川などが見られる町です。

また、公園や学校などの公共施設も充実しています。さらに、地域住民も優しく笑顔あふれる町です。

こどもは自然豊かな町の施設を活かし、地域の方々とふれあうことで、様々な将来の可能性を広げ豊かな心を育むことができます。

大人は人との関わりや自然の大切さを教えると共にこどもの意見を尊重し、規則を守っていきます。

私達子どもは、五条川の桜や田んぼなどの美しい自然を守り、たくさんの公園やきれいな学校を最大限活かして行きます。そして、全ての世代の人がつどいさらに活気あふれる町にしていきます。

こどもたちの声に耳を傾け、思いや願いを受け止め、こどもにとって一番よいことのために一緒に考え、こどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指し、大口町こども条例を制定します。

第1章 総則 (目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の精神に基づき、子どもの権利を保障し、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、こどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で「こども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることができるふさわしい人を含みます。

2 この条例で「保護者」とは、こどもを現に養育する親と里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいいます。

3 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、こどもを対象とする学校、社会教育施設、児童福祉施設など、その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例で「地域住民等」とは、大口町まちづくり基本条例第2条に定める住民及びまちづくりの担い手で、こども以外のものをいいます。

5 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

第2章 こどもの権利

(こどもにとって大切な権利)

第3条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、権利の主体として子どもの権利が保障され、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情と理解を持ってはぐくまれること。
- (3) 健康に生き、適切な医療が受けられること。
- (4) いじめ、虐待、体罰などあらゆる暴力から心や体が守られること。
- (5) 障がい、民族、国籍、性別その他のこども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (6) 個性が認められ、人格が尊重され、自分らしく生きること。
- (7) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- (8) プライバシーが守られること。
- (9) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
- (10) 年齢や発達に応じて自分に関する事を自分で決めることができ、必要に応じて適切な支援を受けること。
- (11) 学ぶこと。
- (12) 遊ぶこと。
- (13) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- (14) 安心できる居場所が確保され、心と体を休めることができること。
- (15) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- (16) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされ、尊重されること。

第3章 こどもの権利の保障

(町の責務)

第4条 町は、国、他の公共団体及び関係機関と協力して、子どもの権利が保障されるよう努め、子どもに関する施策を総合的に実施しなければなりません。

2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域住民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

(保護者における権利の保障)

第5条 保護者は、子どもの養育についての第一義的な責任を有していることを認識し、子どもの年齢や発達段階に応じた養育に努めなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて町及びその他関係機関に相談し、支援を求めるることができます。

2 保護者は、子どもの思いや願いを受け止め、子どもにとって一番よいことのために一緒に考え、話し合い、子どもの意見等を尊重するよう努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設の関係者における権利の保障)

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの年齢や発達段階に応じた指導や必要な支援に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、関係機関と連携、協力し、その未然防止及び解決に向けて努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの思いや願いを受け止め、相談に応じ、子どもの意見等を尊重するよう努めなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが安全に安心して学び、活動できるよう、環境整備に努めなければなりません。

(地域住民等における権利の保障)

第7条 地域住民等は、こどもが地域社会とのかかわりの中で豊かな人間性を育むことを認識し、必要な支援に努めなければなりません。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪からこどもを守るため、地域一体となってこどもを見守り、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

(事業者における権利の保障)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備に努めなければなりません。

第4章 こどもに関する基本的な施策等

(子どもの意見表明や参加の促進)

第9条 こどもは、自分の意見等を表明することができ、それが尊重されます。

2 町は、こどもが意見を表明したり、多様な社会的活動に参加したりする機会を設けるとともに、子どもの年齢や発達段階に応じて子どもの意見を尊重しなければなりません。

3 町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等は、こどもが家庭、育ち学ぶ施設、地域において、意見を表明したり、参加したりすることができるよう支援するとともに、子どもの年齢や発達段階に応じて意見が尊重されるよう努めなければなりません。

(子どものための居場所の確保)

第10条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域住民等、及び関係機関と連携、協力し、こどもがありのままの自分で安心して安全に過ごすことができる居場所を確保するよう努めます。

2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域住民等、及び関係機関と連携、協力し、こどもが豊かな人間性を育むことができるよう、地域社会や自然とかかわることのできる遊び場や体験することができる場を確保するよう努めます。
(子育て家庭への支援)

第11条 町は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行います。

(支援を必要とするこどもや家庭への支援)

第12条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び地域住民等と連携、協力し、障がいのあるこども、外国籍のこども、経済的に困難な事情にある家庭のこども、その他の支援を必要とするこどもとその家庭の把握に努めるとともに、その状況及び環境に応じた支援を総合的かつ一体的に行います。
(地域への支援)

第13条 町は、こどもの権利保障に資する地域活動を支援し、連携、協力するよう努めます。

2 地域住民等は、こどもに関わることについて、町その他関係機関に必要な支援を求めるることができます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第14条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 町、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの権利を理解し、保障するために、必要な支援と情報提供に努めます。

(権利侵害に関する未然防止、相談及び救済)

第15条 町は、虐待やいじめ、差別等の未然防止及び早期発見のため、必要な支援を行わなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等は、虐待を受けている又はそのおそれがある子どもを発見したときは、ただちに町や関係機関に通報しなければなりません。

3 町は、虐待やいじめ、差別等を受けた子どもを速やかに救済するため、関係機関と連携、協力し、必要な支援を行わなければなりません。

4 町は、虐待やいじめ、差別等子どもの権利の侵害に関する相談、救済について、関係機関と連携、協力し、速やかに適切な対応を行わなければなりません。

5 町は、子ども及びその保護者が権利侵害とその救済に関する問題について、安心して相談し、救済を求めることができる体制の整備及び充実を図り、その情報提供に努めなければなりません。

(広報及び啓発)

第16条 町は、子どもの権利やこの条例の理念及び内容について、広く知らせることにより普及に努めなければなりません。

第5章 子どもに関する施策の推進

(子ども総合計画)

第17条 町は、こどもに関する施策を総合的に推進するためのこども総合計画を策定します。

2 こども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 町は、こどもに関する計画を策定するとき及び見直すときは、こどもを含めた町民や大口町子ども・子育て会議の意見を聞くとともに、その意見が反映されるよう努めなければなりません。

4 町は、前項のこども総合計画を策定したとき及び見直したときは、速やかにその内容を公表します。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第18条 町は、この条例の目的を達成するため、こどもを取り巻く環境や社会の変化を勘案して必要があると認めるときは、国又は愛知県の措置を踏まえて、その見直しを行うものとします。

2 町は、前項の見直しをしようとするときは、こどもを含めた町民や大口町子ども・子育て会議の意見を聞くとともに、その意見が反映されるよう努めなければなりません。

第7章 委任

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。